

## 西宮市立中央病院応援看護師の取扱いに関する要綱

- 1 この要綱は、中央病院看護師の応援要請に関し必要な事項を定める。
- 2 この要綱による応援看護師とは、病棟以外の宿日直に従事する看護師及び外来に従事する看護師とする。
- 3 応援看護師を要請する場合は、つぎに定めるところによるものとする。
  - (1) 応援看護師を必要とする場合、従事予定日より2週間前までに事務局長に対してつぎの書類を添えて事前に協議し承認を受けなければならない。
    - ① 応援看護師要請願（様式1）
    - ② 経歴書（写真添付）（様式2）
    - ③ 看護師免許写しただし、期間を更新する者については、②および③は除く。
- 4 この要綱に定めるもののほか必要な事項は病院長が定める。

付 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。